

こども家庭庁へ要望書の提出を行いました！

6月25日(水)、北川会長をはじめとする役員がこども家庭庁へ「令和8年度予算編成に向けてのファミリーホーム関係要望書」を「こども家庭庁支援局家庭福祉課」に提出しました。

こども家庭庁からは13名もの職員さんが参加してくださり、要望内容の説明、活発な意見交換を行いました。



要望書を提出する北川会長、受け取る小松秀夫課長

○ 北川会長・役員から次の8項目について説明をしました。

1. ファミリーホームで暮らすこどものために、安心できる質の高い家庭養育を保障するために
2. ファミリーホーム養育者の要件改善してください
3. 児童養護施設等体制強化事業の推進について
4. 高校生に対する措置費の充実について
5. ファミリーホームにかかる修繕費の支援について
6. 自立支援担当職員の配置について
7. ファミリーホーム開所後の措置費の取扱いについて
8. ファミリーホームでの被措置児童虐待対応について

※要望書の詳細は協議会 HP から見ることができます。



○ こども家庭庁から

- ① ファミリーホーム委託児童数の平均は3, 7人、ケアニーズの高いお子さんが多く入ってきている現状もあり、4人の措置費単価を検討することは可能。
- ② 補助者から養育者となれることについてはまた検討したい。
- ③ 特別育成費の関連。義務教育の塾代の実費弁償は、それまでの環境から義務教育についていけないこどもたちに、なんとか学力を身につけて欲しいために実費弁償としている。高校生の場合、塾は大学進学のための勉強、自身が選択しての道となる。青天井で見られるかどうかが議論となる。声をききながら改善を考えたい。
- ④ 修繕費の関連。環境改善事業、1回しか使えないことは他からも要望をいただいている。予算交渉を考えたい。
- ⑤ 被措置児童虐待認定に対しては、なかなか対応が難しい。



等々お話がありました。

毎年、協議会を代表して役員でこのように要望書の提出を行っています。各ブロックでも要望が必要な事項について議論をいただき、ぜひお近くの役員にお伝えください。役員会でも議論をさせていただき、必要な事項は要望書に載せていきますので、活発な活動をよろしくお願いします。

